

草加市危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱

令和2年3月31日
告示第268号

(趣旨)

第1条 この要綱は、草加市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和62年規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、危険なブロック塀等の倒壊による事故を未然に防止し、通行人の安全を確保するため、危険なブロック塀等の撤去工事を行う者に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路等 道路法（昭和27年法律第180号）の道路、建築基準法（昭和25年法律第201号）で規定する道路その他これらに類する道路をいう。
- (2) 危険なブロック塀等 市内の道路等に面したブロック塀等（コンクリート製の塀、ブロック塀、石積塀、万年塀その他これらに類する塀及び門）で地震等により倒壊する恐れのあるものをいう。
- (3) 市内事業者 市内に本店、支店又は営業所を有する事業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内において危険なブロック塀等を所有し、又は管理する者であって、危険なブロック塀等の撤去工事を行うものとする。ただし、次のいずれかに該当する者は、補助対象者とししない。

- (1) 市税又は国民健康保険税（以下「市税等」という。）を滞納している者
- (2) 対象となる危険なブロック塀等について、市から他の補助金、補償金その他金銭の給付を受けることができる者
- (3) 転売を目的として整地や解体等を行う際に危険なブロック塀等の撤去を行う者
- (4) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けている者

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次のいず

れかに該当する危険なブロック塀等について、市内事業者が基礎を含めて撤去する工事とする。

(1) 道路等に接して設けられている高さが1メートルを超えるもので、著しいひび割れ又は傾きがみられるもの

(2) 道路等に接して設けられているもので、倒壊等の危険性により除却が必要であると市長が認めるもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に要する費用とする。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、400,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第4条の規定による補助金の交付を申請しようとするときは、草加市危険ブロック塀等撤去補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 見積書の写し（補助対象経費の確認ができるもの）

(2) 付近見取図

(3) 危険なブロック塀等の位置、長さ及び高さを記入した図面

(4) 工事の実施前の危険なブロック塀等の写真

(5) 危険なブロック塀等の所有又は管理者であることを確認できる書類

(6) 市税等の納税証明書又は非課税証明書

(7) 施工業者の本店、支店又は営業所の所在の確認ができる書類

(8) その他市長が必要と認める書類

(交付決定通知)

第8条 規則第8条の規定による通知は、草加市危険ブロック塀等撤去補助金交付決定・否決定通知書（第2号様式）によるものとする。

(変更等の承認申請)

第9条 規則第7条第1項第1号に規定する承認を受けようとするときは、草加市危険ブ

ロック塀等撤去補助金変更申請書（第3号様式）に当該変更に係る書類を添えて速やかに市長に申請しなければならない。

2 規則第7条第1項第2号に規定する承認を受けようとするときは、草加市危険ブロック塀等撤去補助金交付申請取下届（第4号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 規則第13条第1項の規定による実績報告をしようとするときは、補助対象工事の終了後速やかに、草加市危険ブロック塀等撤去補助金実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事完了後の写真
- (2) 補助対象経費の支払を証明する書類
- (3) 請求書の写し

（額の確定通知）

第11条 規則第14条の規定による通知は、草加市危険ブロック塀等撤去補助金交付額確定通知書（第6号様式）によるものとする。

（交付の請求）

第12条 補助金の交付を請求しようとするときは、草加市危険ブロック塀等撤去補助金交付請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消通知）

第13条 規則第16条第3項において準用する規則第8条の規定による通知は、草加市危険ブロック塀等撤去補助金交付決定取消通知書（第8号様式）によるものとする。

（補助金の見直し）

第14条 補助金は、令和4年度までに見直しを行うものとする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に施工する補助対象工事から適用する。